


所管部課	会計課		部長	神山 尚		
件名	東大和市会計事務規則の一部を改正する規則について					
	区分	<input type="radio"/>	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則	令和3年度東大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱				
	部課機関	福祉推進課				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和3年度に実施する東大和市住民税非課税世帯等への臨時特別給付金支給事業において、対象者からの申出に基づく現金支払に対応する必要があることから、東大和市会計事務規則の一部改正を行う。</p> <p>1 主な改正内容                  附則第4項（資金前渡の特例）を改正し、東大和市住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支払において、資金前渡をすることができる内容とする。</p> <p>2 施行日                  公布の日から施行する。</p> <p>3 影響及び効果                  窓口等における現金の支払を希望する対象者への給付が可能となる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）                  文書課審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）                  庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。